

Title	わが国の地方税制(1) : その問題点
Sub Title	Problems of Japanese local tax system (1)
Author	古田, 精司
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1968
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.61, No.8 (1968. 8) ,p.880(46)- 908(74)
JaLC DOI	10.14991/001.19680801-0046
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19680801-0046

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

わが国の地方税制(1)

—その問題点—

古田精司

まえがき

従来の地方税分析は、地方自治ないしは住民の税負担感をめぐる分析がすくなくみられるが、経済学的分析はほとんどみあたらないといつてよい。それにはそれなりの理由が考えられる。ここではまずその理由を尋ねるために、一方では地方自治、他方では住民の福祉という視点を定め、両者の視点を結ぶ線分の上にいま一つ地域開発という視点を設け、他の両視点を結ぶ三角形のなかで地方税の問題点を整理できると想定してみた。その意味では、小論は筆者が予想するこんごの地方財政分析の基本的方向を定めるための予備的作業である。

1 地方税制と国・地方の税源配分

(1) 地方財政と地方税負担 地方税の役割が地方公共体の資金調達(Local financing)にあるかぎり、それは地方財政という枠組みのなかで考えらるべきことは当然であろう。しかし地方財政それ自体

が、中央財政と並んで国民経済的規模にわたる財政政策活動を行っているから、地方税にかんする問題点もまた、中央財政の一部である国税と切り離して議論することはできない。一国の全租税収入の源泉が、主として生産活動の指標ともなる国民所得に依存する限り、地方税とその負担の問題を国税との関連を問わずして論ずることは、ほとんど無意味に近いこととなる。この観点は、いわば垂直的レベルでの国税と道府県税および市町村税相互間の関連が、税源配分という角度、つまり垂直的レベルにつながる公共体単位の課税関係のあり方という角度から検討を迫られているものである。

これにたいし、同じレベルでの地方財政相互間の課税と税負担の関連も問うことができよう。もともと国民経済活動は、地域経済単位の集合体活動として捉えることができるから、地方財政活動もオープン・システム内部での非自己完結的な経済活動波及効果という観点から、その経済的機能を検討すべき必要も生ずるからである。しかし後述するように、地方税とその税負担という問題点について

は、ここでは水平的レベルに属する地域社会相互間における地方税負担の格差という角度から主として問題点を探ることに限定されよう。それも四六都道府県相互間の税負担格差がもつばら対象に選ばれ、三、〇〇〇をこえる市町村については示唆的に扱わざるをえないであろう。

地方税の問題領域をこのように垂直的・水平的レベルで確定しようとするれば、地方税がくりこまれるべき地方財政の特質について必要最小限にも言及せざるをえないであろう。ただし、地方財政の主要財源となるべき地方税の検討に当って、地方財政それ自体にまず主眼点をおくべきことに異論をとない余地がないからである。

一般に指摘されているように、地方財政の特質は第一にその多様性にある。地方財政は相互に独立した多数の地方公共団体の財政集合体を意味しているから、その内容もバラエティに富んでいることは当然である。わが国についていえば、都道府県のレベルでは人口一、〇〇〇万をこえる東京都から人口六〇万の鳥取県、市町村のレベルでは人口三〇〇万におよぶ大阪市から人口わずか六五〇の愛知県富山村というように、水平的レベルでの地域社会間の人口格差はいちじるしく顕著である。このようなケースにプレスト(A. R. Prest)が設けたような代表的地方公共体(representative local authority)という概念、すなわち、一方の極である非常に大きくまた能率の高い行政機構をもつ大都市にも該当せず、他方の極である小さくて後進的かつ僻遠の町村にも該当しないような平均的特質をもつ地方公共体、を直ちにあげようとすることは危険であるといわねばな

らない。

第二の特質は、地方財政にたいする権限が地方公共体にあるだけでなく中央政府の側にもある、という意味での自律性と他律性である。地方公共体は国の一部の区域と住民を対象にして、中央政府から独立した一定の自治行政をおこなうかぎりでは自律性をもっている。この自律性は、一般に中央政治から独立した地方政治という形で地方自治(local autonomy)とよばれているが、地方自治には中央政府のもつ国権にたいし地方公共体が一定の自治権をもつという(地方)団体自治と、地方公共体内において住民が固有の自治権に参加するという住民自治とにわけて理解されている。このような自律性にたいし、他律性は主として中央政府が地方公共体に加える規制(regulation)ないし統制(control)である。地方財政の局面では、このような他律性は財政運営・資金計画の面での直接的・間接的コントロールが問題となる。かりに地方財政が強固な基盤に支えられているならば、中央政府からのいかなるコントロールも危ぶむにたれないであろう。現実には、地方財政の独自性をゆるがすような地方財政力の弱体化が露呈されているため、その独自性を強化するための独立財源としての地方税の役割が重視されているとみてよい。

(2) 国と地方の税負担率 はじめにマクロ的観点から、国税と地方税の税負担率を比較してみよう。第1表は国民所得にたいする国税と地方税の税負担率の推移を示している。一般に税負担率それ自体は、国民全体の税負担水準を集約的に表示する指標、ないしは公

わが国の地方税制(1)

表 1 国税と地方税の税負担率の推移

区 分	国民所得	租 税 負 担 額			租 税 負 担 率		
		国 税	地 方 税	合 計	国 税	地 方 税	合 計
昭和 9~11年	百万円 14,372	百万円 1,226	百万円 629	百万円 1,855	% 8.5	% 4.4	% 12.9
24	億円 27,373	億円 6,364	億円 1,424	億円 7,788	23.2	5.3	28.5
25	33,815	5,708	1,883	7,591	16.9	5.5	22.4
26	43,112	7,231	2,723	9,954	16.8	6.3	23.1
31	79,889	10,868	4,499	15,367	13.6	5.6	19.2
32	91,346	12,018	5,272	17,290	13.2	5.7	18.9
33	94,235	11,908	5,440	17,348	12.6	5.8	18.4
34	107,498	13,724	6,109	19,833	12.8	5.6	18.4
35	130,091	18,015	7,442	25,457	13.8	5.8	19.6
36	154,139	22,277	9,065	31,342	14.5	5.8	20.3
37	172,150	23,907	10,567	34,474	13.9	6.1	20.0
38	199,808	27,317	12,129	39,446	13.7	6.0	19.7
39	225,801	31,592	13,996	45,588	14.0	6.2	20.2
40	250,668	32,797	15,494	48,291	13.1	6.2	19.3
41 当初	273,929	34,358	15,984	50,342	12.5	5.9	18.4
41 補正後	288,300	35,853	16,827	52,680	12.4	5.9	18.3
42	325,000	40,821	19,443	60,264	12.6	5.9	18.5

(資料) 大蔵省編「財政金融統計月報」191号より作成。

- 注 (1) 国民所得は経済企画庁新推計の分配国民所得による。ただし 41 年度以降は大蔵省主税局の試算による。
 (2) 国税は専売納付金をふくむ。40 年度までは決算額、41 年以降は主税局試算による。
 (3) 地方税は分与税、交付金、譲与税をふくまず、40 年度までは決算額、41 年以降は主税局試算による。

共部門と民間部門とのあいだの資源配分割合を示す指標とも解釈されているが、ここでの国税負担率と地方税負担率とは、それぞれ推移をみることにし、中央共部門と地方共部門に吸収される独自の資金源の推移をよみとるためのものである。この表によれば、国税よりも地方税のウェイトがトレンドとして増加しているといえよう。

同じような観察は、第2表により国税と道府県税および市町村税の推移についてよみとることができる。ここでは国税の比重が傾向的に低落しているのに対し、道府県税の比重は逆に傾向的に増大を示し、市町村税はほぼ一定の比重を保っている。したがって、道府県税と市町村税を合計した地方税の比重も傾向的に著増を重ねてきたということになる。すなわち、国税と地方税との相対的分け前それ自体の規模の相違をここでは問わないとすれば、両者のシェアは長期的に国税から地方税へと比重が傾きつつあるとみてよい。

長期的にみて国税の比重が低下し地方税の比重が増大したという事実は、少なくとも二

表 2 国税および地方税の課税対象別分類による収入の累年比較

(単位 百万円, %)

分 類	国 税		地 方 税				合 計		国 税、地 方 税 合 計	
	金 額	比 率	道 府 県 税	市 町 村 税	合 計	金 額	比 率	金 額	比 率	
1. 所得市町村民税	323,924	53.38	38,155	46,459	84,614	51.51	388,538	53.30		
2. 財産税	220,134	38.15	38,155	46,459	84,614	23.28	83,790	12.12		
3. 固定資産税	83,790	15.15	38,155	46,459	84,614	28.28	46,459	6.12		
4. 自動車税	9,613	2.11	2,293	50,870	53,163	32.82	62,776	8.00		
5. 雑種雑税	2,694	0.43	—	—	2,694	0.32	2,694	0.36		
6. 雑種雑税	6,403	1.11	1,778	—	1,778	1.11	6,403	0.85		
7. 雑種雑税	516	0.08	515	47,604	47,604	1.29	1,778	0.23		
8. 雑種雑税	—	—	—	3,266	3,781	2.29	4,297	0.57		
9. 雑種雑税	—	—	—	—	—	—	—	—		
10. 雑種雑税	—	—	—	—	—	—	—	—		
11. 雑種雑税	—	—	—	—	—	—	—	—		
12. 雑種雑税	—	—	—	—	—	—	—	—		
13. 雑種雑税	—	—	—	—	—	—	—	—		
14. 雑種雑税	—	—	—	—	—	—	—	—		
15. 雑種雑税	—	—	—	—	—	—	—	—		
16. 雑種雑税	—	—	—	—	—	—	—	—		
17. 雑種雑税	—	—	—	—	—	—	—	—		
18. 雑種雑税	—	—	—	—	—	—	—	—		
19. 雑種雑税	—	—	—	—	—	—	—	—		
20. 雑種雑税	—	—	—	—	—	—	—	—		
21. 雑種雑税	—	—	—	—	—	—	—	—		
22. 雑種雑税	—	—	—	—	—	—	—	—		
23. 雑種雑税	—	—	—	—	—	—	—	—		
24. 雑種雑税	—	—	—	—	—	—	—	—		
25. 雑種雑税	—	—	—	—	—	—	—	—		
26. 雑種雑税	—	—	—	—	—	—	—	—		
27. 雑種雑税	—	—	—	—	—	—	—	—		
28. 雑種雑税	—	—	—	—	—	—	—	—		
29. 雑種雑税	—	—	—	—	—	—	—	—		
30. 雑種雑税	—	—	—	—	—	—	—	—		
31. 雑種雑税	—	—	—	—	—	—	—	—		
32. 雑種雑税	—	—	—	—	—	—	—	—		
33. 雑種雑税	—	—	—	—	—	—	—	—		
34. 雑種雑税	—	—	—	—	—	—	—	—		
35. 雑種雑税	—	—	—	—	—	—	—	—		
36. 雑種雑税	—	—	—	—	—	—	—	—		
37. 雑種雑税	—	—	—	—	—	—	—	—		
38. 雑種雑税	—	—	—	—	—	—	—	—		
39. 雑種雑税	—	—	—	—	—	—	—	—		
40. 雑種雑税	—	—	—	—	—	—	—	—		
41. 雑種雑税	—	—	—	—	—	—	—	—		
42. 雑種雑税	—	—	—	—	—	—	—	—		
合 計	569,910	100.00	62,366	104,765	167,131	100.00	737,041	100.00		

表 2 のつづき

昭和 29 年度—昭和 29 年改正税法

分類	種類	国		地		方		税		国税, 地方税合計							
		税		道府県		市町村		合計		金 額							
		金 額	比率	金 額	比率	金 額	比率	金 額	比率	金 額	比率						
1.	所得 法人業民 税 税 税	(73)	485,884	52	(15)	102,209	72	(11)	73,351	34	(27)	175,560	49	(100)	661,444	51	
			285,632	31										23		285,632	22
			200,252	21										26		200,252	16
2.	財産 相 再 自 固 之 課 税 税 税	(8)	9,891	1	(6)	7,498	5	(86)	105,288	48	(92)	112,786	31	(100)	122,677	9	
			4,255	0										2		4,255	0
			5,636	1										28		5,636	0
3.	消費 関 酒 専 た 消 入 遊 電 之 課 税 税 税	(87)	412,228	44	(5)	24,871	18	(8)	37,547	17	(13)	62,418	17	(100)	474,646	37	
			24,407	3										8		24,407	2
			151,213	16										4		151,213	12
4.	流通 課 税 計	(71)	25,641	3	(21)	7,573	5	(8)	3,139	1	(29)	10,712	3	(100)	36,353	3	
			100,927	11										0		100,927	8
			933,644	100										100		933,644	100

表 2 のつづき

昭和 40 年度

分類	種類	国		地		方		税		国税, 地方税合計							
		税		道府県		市町村		合計		金 額							
		金 額	比率	金 額	比率	金 額	比率	金 額	比率	金 額	比率						
1.	所得 法人業民 税 税 税	(72)	2,024,855	58	(18)	500,278	64	(10)	279,976	39	(28)	780,254	52	(100)	2,805,109	56	
			989,134	28										22		989,134	20
			1,035,721	30										30		1,035,721	21
2.	財産 相 固 之 課 税 税 税	(10)	40,956	1	(14)	53,456	7	(76)	298,327	42	(90)	351,783	24	(100)	392,739	8	
			40,956	1										3		40,956	1
			388,959	11										18		388,959	11
3.	消費 関 酒 専 た 消 入 遊 電 之 課 税 税 税	(81)	1,323,775	38	(11)	178,473	23	(8)	129,688	18	(19)	308,141	21	(100)	1,631,916	32	
			248,728	7										8		248,728	5
			388,959	11										10		388,959	8
4.	流通 課 税 計	(68)	116,488	3	(29)	49,823	6	(3)	4,835	1	(32)	54,658	3	(100)	171,146	4	
			520,568	15										4		520,568	1
			782,030	100										100		782,030	100

各が国の地方税制 (二)

表 2 のつづき

昭和 42 年度

(単位 百万円, %)

分類	国		地方				国税, 地方税合計		
	金額	比率	道府県	市町	村	合計	金額	比率	
1. 所得 税法 法人 住民 非法人 事業 税	(70)2,357,369 1,178,391 1,178,978	58 29 29	(19)637,120 — —	63 41 22	(11)359,080 — —	39 39 39	(30)996,200 — —	51 19 20	(100)3,353,569 1,178,391 1,178,978
2. 財 相 自 国 之 差 定 動 産 の 税	(12)63,676 63,676	1 1	(15)76,996 — —	8 7 0	(7)375,800 — —	41 36 5	(88)452,796 72,821 335,182	24 4 18	(100)516,472 63,676 72,821
3. 消 関 酒 専 た ば こ 消 費 電 之	(79)1,508,372 289,349 449,214 161,248	37 7 11 4	(12)231,928 — — —	23 6 7 10	(9)171,786 — — —	19 12 7 0	(21)403,714 — — —	21 9 4 3	(100)1,912,086 289,349 449,214 161,248
4. 流 通 課 税	(69)152,710 608,561	4 15	(29)63,070 — —	6 10 7	(2)4,849 — —	1 7 0	(31)67,919 61,130 102,194	4 3 5	(100)220,629 61,130 710,755
合 計	(68)4,082,127	100	(17)1,009,114	100	(15)911,515	100	(32)1,920,629	100	(100)6,002,756

(資料出所) 大蔵省編「財政金融統計月報」166号および191号。
(備考) 1. 40年度および42年度の国税は予算額, 地方税は財政計画額である。
2. () 番は, 国税, 地方税合計を100とする構成比である。
3. 課税対象別分類の項目別内訳は次の参考表のとおりである。

表 2 参考表 国税および地方税の課税対象別による分類

課税対象別 年度 団体別	所得 課税			財産 課税			流通 課税					
	国	道府県	市町村	国	道府県	市町村	国	道府県	市町村			
25	所得税, 法人税	事業税 (所得課税分), 特別所得税	市町村民税	相続税, 再評価税, 富裕税	自動車税, 鉱区税等	固定資産税等						
29	所得税, 法人税	事業税 (所得課税分), 道府県民税	市町村民税	相続税, 再評価税	自動車税等	固定資産税, 自転車荷車税等						
38 ~ 40	所得税, 法人税	事業税 (所得課税分), 道府県民税	市町村民税	相続税, 再評価税	自動車税, 固定資産税 (特例分), 鉱区税等	固定資産税, 軽自動車税等						
25	砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油	砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油	砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油	砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油	砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油	砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油	砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油	砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油	砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油			
										砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油	砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油	砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油
										砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油	砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油	砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油
29	砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油	砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油	砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油	砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油	砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油	砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油	砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油	砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油	砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油			
										砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油	砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油	砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油
										砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油	砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油	砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油
38 ~ 40	砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油	砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油	砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油	砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油	砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油	砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油	砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油	砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油	砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油			
										砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油	砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油	砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油
										砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油	砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油	砂糖 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油 酒税, 揮発油

(資料出所) 大蔵省編「財政金融統計月報」166号。

つの観点からの吟味を必要としよう。一つは、独立財源としての地方税の比重の増大は、地方自治という見地からは歓迎されるであろうということである。地方自治の育成・強化という建前は独立財源の強化なくしては実現しにくいからである。しかしいま一つの観点、すなわち、地方税負担が一般に「応益原則」にもとづいて配分されることが多いという事実から、地方税負担の比重の増大は、住民の所得階層別にみて税負担の逆進的配分の増大につながるという観点である。この観点は、税負担率そのものが本来国税と地方税と総合してはじめて最終的にその意義が問われるべきであるから、ここでは直接とりあげておこう。

第一の観点については、地方税の比重増加の傾向がなぜ地方自治の見地から望ましいかという理由を説明しなければならぬ。通常、わが国の地方歳入については、一般財源と特定財源、または自主財源と依存財源という区別がなされている。一般財源とは地方税、地方交付税、地方譲与税のごとく、地方公共体が自主的に支出できるという意味で用途の限定をうけない収入項目を指している。これに対し特定財源とは国庫支出金のごとく特定の支出に充たされる形で用途が限定される収入項目を指している。それゆえ、地方財政の自主的活動水準がもつばら自主的支出水準によって測定されるとみるならば、用途が限定されない一般財源の増大があれば、自主的支出の弾力性が高まり、それは財政運営の弾力性の強化をもたらすことになる。

これにたいし、自主財源は地方税、使用料、手数料のごとく地方

面での地方税の役割はあまりにも無力であり地方自治の精神を生かすべき財政運営への道ははなはだ遠かったといつてよい。そしてこの困難な課題の解決には、二四年九月のシャップ税制使節団の勧告をまたねばならなかった。

このシャップ勧告にもとづき二五年八月に実施された新地方税制は、現段階の税制を評価するさいの出発点とみなすことができる。後述するように、シャップ勧告の具体案がそのまま新地方税制に実現されたのではないが、成立した新地方税制は明らかに一つの革新であった。その革新性は、つぎの勧告文にもあるとおり、民主的的地方自治の確立を目標としたところに表わされている。

「われわれの改革案は二つの事実から出発している。第一は、地方自治ということ、占領軍および日本政府の窮極目的の一つとして宣言されている事実である。第二に、現在のところ、地方自治はきわめて未熟な段階にあり、地方政府の財政力を強化し、これとともに、富裕地域と貧困地域間の財政力をもっと均等化しなければ、地方自治の完成を望むことはきわめて困難である、という事実である」。

シャップ勧告は、広汎な地方財政とくに税制の根本的かつ具体的改革にふれるものであるが、勧告が指摘した批判点は要約すればつぎの諸点となる。

(i) 市町村・都道府県と、中央政府のあいだの事務の区分および責任の分担が、不必要に複雑であり重複している。

(ii) この三段階の公共団体のあいだの財源の配分が不適當であ

わが国の地方税制 (1)

公共体の自由意志により収入水準を決定することができるといふ意味で、収入水準決定についての自主性が目安とされている。また依存財源とは、地方交付税、国庫支出金、地方債のごとく地方公共体のみならずから依存することなく、主として国に依存することにより獲得しうる収入である。現実には、自主財源とよばれる地方税、使用料、手数料についても、国の法令により税率その他に最高限度が設けられているから、その枠内での自主的な収入水準の決定ということにならざるをえない。また景気変動による課税標準の増減等を考慮すれば、自主財源による収入水準も地方公共体が任意に決定しうるものとは限らないであろう。

ここで注意すべきは、地方税が一般財源にも自主財源にも含まれることである。すなわち地方税は、地方財政収支の両面からみて、地方財政の自主的活動を保証する主要財源とみなされている。そのかぎりでは、地方税は地方公共体の独立性を保証するという意味で「独立財源」とよぶことが許されよう。そして地方税が地方公共体の収入の中心とされ、地方自治にとって不可欠の財源とされてきたのも、主として以上のような観点に立つからといつてよいであろう。

(3) 地方自治とシャップ勧告 戦後のわが国地方税制の推移をみると、やはり明治以来の中央集権の自治制が崩壊し、新憲法体制の一環として民主的な地方自治制への移行が企図されたことに注目する必要がある。しかし支出面での増加要因——戦災復旧、新教育制度の実施、自治警察の設置等にくらべ、インフレ過程で果した収入

り、また中央政府による地方税財源の統制が過大である。

(iii) 地方公共体の財源が本質的に地方公共体に属する支出をみたくに不十分である。

(iv) 国庫補助金・交付金が勝手に決定されることがしばしばある。総括的にいって、中央政府が地方公共体に対して細かい点まで過大な統制を加えている。

(v) 地方公共体の起債能力があまりにきびしく制限されている。

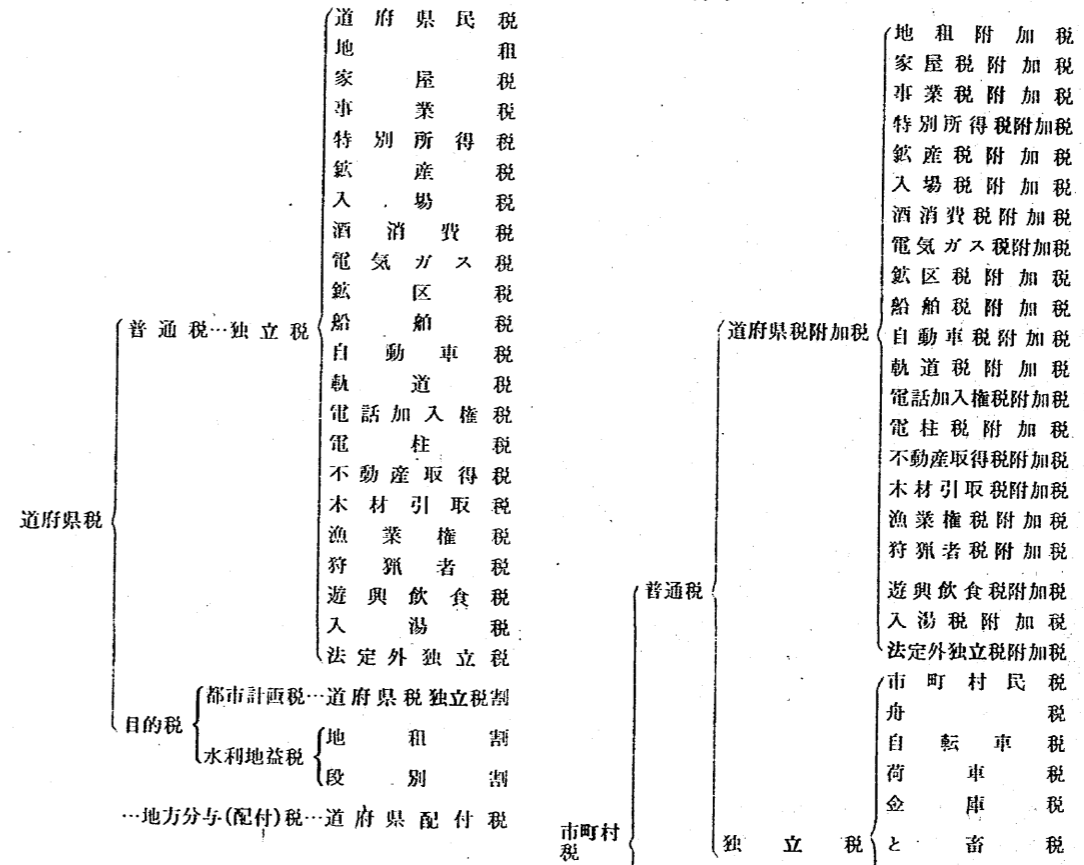
このような問題点にたいし、勧告がうちだした改革案はどのようなものであろうか。ここでは地方税制に焦点をあわせて、勧告が意図したところの改革方針をつぎのように要約しておこう。ポイントは、あくまでもその「方針」におかれていることに留意してほしい。

(i) 窮極目標としての地方自治の確立のため、地方財政の財源を拡充し、地方公共体の行政機能の拡大に対応せしめることとする。

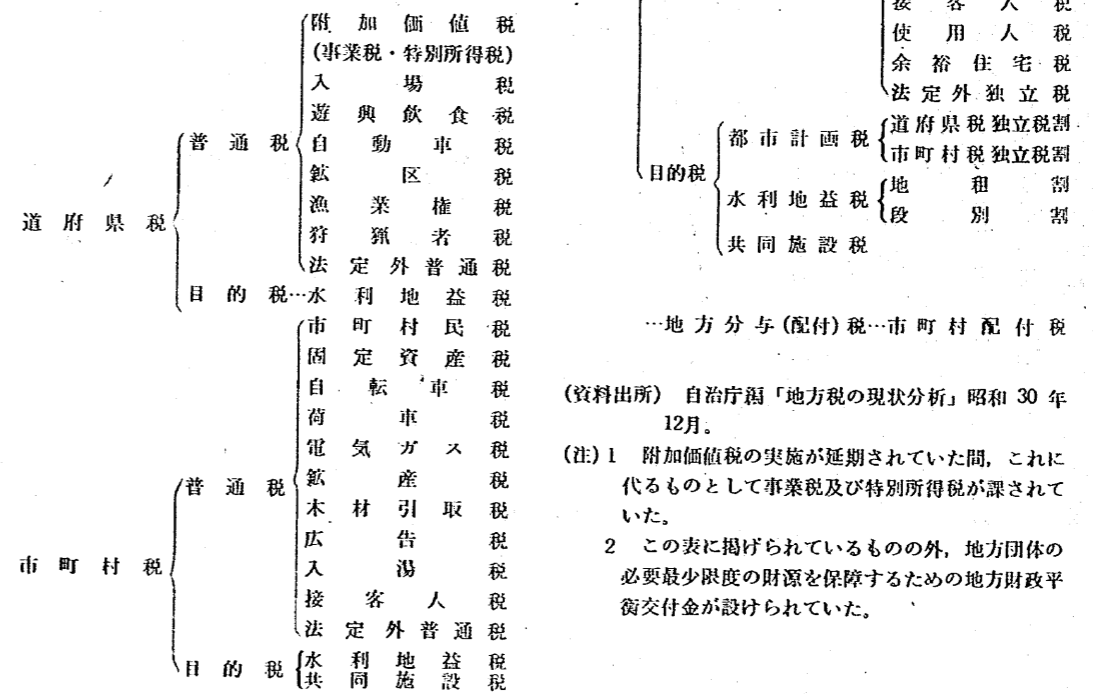
(ii) 財源拡充は自主財源、主として地方税の比重を高めることによる。同時に国、道府県、市町村のそれぞれの税源を完全に分離・独立することにより、地方公共体の自主決定権(団体自治)を強化せしめ、あわせて三公共団体の租税を負担する住民が、各公共体の提供する行政サービスに批判を加えることにより、各公共体の政治責任を明らかにしうる体制(住民自治)を強化する。

(iii) 住民が負担する租税と地方公共体が支出する経費との関連を明確にするため、応益原則にかなう直接税であつて、かつ課税標準の地域的分割性の明白な税種をもって地方税制を構想することとす

表3 シャップ勧告前後の地方税体系の比較
昭和23年における地方税の体系



昭和25年における地方税の体系



(資料出所) 自治庁編「地方税の現状分析」昭和30年12月。

(注)1 附加価値税の実施が延期されていた間、これに代るものとして事業税及び特別所得税が課されていた。
2 この表に掲げられているものの外、地方団体の必要最少限度の財源を保障するための地方財政平衡交付金が設けられていた。

る(独立財源としての地方税を重視するこの種の構想は、地方・独立・直接税中心主義とよぶことができよう)。

(iv) 以上のような観点から、地方税制の簡素化・合理化のための整理がおこなわれる。より具体的には、所得および資産にたいする課税の比重を高める一方、消費および事業に対する課税の比重を引き下げるとともに、不適当な法定税目を廃止し寄付金を整理することとする(表3を参照)。

(v) しかし最終的には、地方税負担と地方行政サービスとのバランスをはかるため、国、道府県、市町村間の事務再配分を前提として、地方財政平衡交付金制度を新設することとする。

「ここでの勧告案要旨はきわめて大まかであり、現段階の地方税制を分析にかけるうえで有意であるとし満足することとしよう。現段階では、シャップ勧告とそれにもとづき成立した税制の評価は定まっていざ、いざにせよ、明治以来の地方税制に画期的改革が実現されたことは疑いなき事実である。

2 地方税構造の変質過程

(1) 地方税制の異時的比較 シャップ税制の発足から現段階にいたるまで、地方税制は地方公共体の財政運営になにをもたらし、また地方公共体を中核とする国と住民との垂直的關係にかなる変貌をもたらしたのであるか。

まず各地方公共体の実質収支を時系列でみると、表4のごとく、二〇年代後半は赤字団体の激増と赤字の累積がいちじるしいこと

わが国の地方税制(1)

表4 地方財政実質収支の推移

年 度	実質収支額 (全団体分) 億円	赤字 団 体 数	
		都道府県	市 町 村
26	64	15	749
27	△ 185	36	2,596
28	△ 357	39	1,685
29	△ 583	34	2,247
30	△ 549	36	1,522
31	157	13	852
32	397	5	569
33	240	8	608
34	370	4	551
35	648	2	384
36	664	1	351
37	536	2	404
38	386	4	397
39	302	5	371
40	478	3	338

(資料) 自治省「地方財政のしくみとその運営の実態」昭和41年。同「昭和40年度地方財政白書」より作成。

(注) 昭和28年に町村合併促進法が施行され、昭和27年に10,000あった市町村が、29年には5,927、30年には4,745に減少していることに注意。

特徴づけられよう。三〇年代からは、地方財政再建計画を中心に地方財政均衡化の施策が実施され、また高度成長の波にのって地方税および地方交付税の自然増収も年々多額にのぼり、その結果、赤字団体は依然として跡をたたないにしても、地方財政全体の収支はか

なり改善されるにいたっている。
地方財政収支の変動については、収入面のみならず行政水準と領域の変動、さらには個々の地域経済活動水準の変動も検討されねばならない。しかし、地方税の観点に限定するとすれば、地方税構造が国税との関連でどのように変動を重ねたかを検討する必要があ

る。この観点からすれば、二九年度の地方税制改正にまずふれておかねばなるまい。この改正はシャープ税制の骨組みをみがえる変革であつたのみならず、現段階の地方税制が基本的には二九年度税制をそのままひきつぐことになるからである。

二九年度改正案は、地方制度調査会および税制調査会の答申にもとづき、独立財源の充実を図るという前提のもとで、つぎの三点を基本方針とした。

(i) 負担分任原則にもとづく税源配分の合理化 まず市町村民税の一部を移譲して道府県民税を創設した。道府県民税創設の理由は、都市と農山漁村とのあいだの税源の偏在を是正するという目的に求められている。また同様の観点と独立財源充実の見地から、道府県たばこ消費税と市町村たばこ消費税が創設された。大規模償却資産に対する固定資産税の一部を市町村から道府県に移譲したこと、(三〇年度から実施) および入場税が国税に移管され、その税収入の九〇%を道府県に譲与税として人口により配分することとした改正も、税源配分の合理化という観点から実施に移された。

(ii) 地方税の税種相互間の負担の均衡 道府県税として不動産取得税が創設されたが、これは土地、家屋の値上りによる固定資産税の負担緩和のためとされ、そのため固定資産税の税率が引き下げられた。さらに、これまで暫定的に実施されていた事業税および特別所得税を統合して事業税とし、事業税の基礎控除を引き上げ税率を引き下げることとした。これにともないシャープ勧告に盛り込まれた付加価値税は、実施延期を重ねたまま廃止されるにいたつた。

(iii) 税務行政の簡素化 国、道府県、市町村のあいだの税務上の協力体制を確立するため、個人の道府県民税の徴税事務も市町村に委任して市町村民税とともに取り扱うこととし、事業税課税標準も原則として国税において決定されたものを用いることとした。

これに関連して、同じくシャープ勧告により創設された地方財政平衡交付金制度が、地方交付税交付金制度に改められ今日にいたつていることも注目されるべきである。総じていえば二九年度改正は戦後の地方税制の第二の出発点となつたのである。

このような変革を念頭においたうえで、さきに掲げた表2を検討してみよう。この表では課税項目が大別して、所得課税、財産課税、消費課税、流通課税の四つにグループわけされている。この分類によると、戦後をつうじて、国税と道府県税は所得課税と消費課税に主として依存するという共通性をもつのにたいし、市町村民税では財産課税と所得課税に主として依存し、消費課税の補完的役割がしだいに強化されていくという特徴がみいだせる。

けれども、各グループを形成する租税の構成変動を、時系列にわたつてさらに吟味する必要がある。まず道府県税である。所得課税では事業税の比重はしだいに減退しているが、二九年度に設けられた道府県民税(住民税)が道府県税における所得課税の役割を高く維持することに貢献している。表5にかかげた住民税の所得弾性値からみても、こんご住民税構造の手直しがないとすれば、道府県税における住民税の比重は高まることにならう。同様の推測は、財産課税において所得弾性値の高い自動車税についてもいふことができよ

う。消費課税では、前述のごとく、二九年度の入場税の国税移管にともない比重は減退するが、道府県税全体なかで現在でも四分の一近くを占めていることに注目してよい。

道府県税は三九年度に市町村民税を上回ることになったが、注目すべきは、国、道府県、市町村の三者のうち、道府県税は四グループをつうじて、二九年度に消費課税の比重が減退するほかは、いずれもすべて現段階にいたるまで比重の増大を重ねていることである。この傾向は、市町村民税における各課税の動きといちじるしく対照的である。市町村民税では消費課税のみが傾向的に比重を高めているが、所得課税はほぼコンスタントであり、財産課税は二九年度を除いて減退傾向にある。

すなわち市町村民税の構成比の変動は、所得課税が二九年度に激減したがその後ほぼ増大の傾向にあり、財産課税が傾向的に低落しているのにたいし、消費課税が傾向的増大を重ねているのが特徴である。流通課税は-%とコンスタントであり、市町村民税ではほとんど役割らしい役割を演じていないといつてよい。

(2) 地方財政規模の拡大と地方税 地方税制の異時的比較によると、道府県税は国税と類似した構造となつたが、国税について高い弾性値を示すが、市町村民税は弾性値の低い税目により構成されてきているため、全体としていちじるしく低い弾性値しかもてなくなつている(表5参照)。それゆえ道府県財政なり市町村民税の規模が、経済成長過程において、道府県税なり市町村民税の弾性値ないし伸び率にみあって大きな拡大を示さなければ、地方自治にもとづく

表5 税目別の伸び率と所得弾性値 (昭和29~36年)

区分	伸び率幾何平均	弾性値	区分	伸び率幾何平均	弾性値
国民所得	112.9				
国税	119.9	1.54	個人事業税	110.9	0.84
源泉所得税	128.1	2.18	法人事業税	119.8	1.66
申告所得税	130.0	2.33	個人住民税	117.2	1.33
法人税	120.6	1.60	法人住民税	120.5	1.59
酒物	110.4	0.81	自動車税	118.3	1.42
物品	125.4	1.97	固定資産税	110.6	0.82
地方税	114.8	1.15	料理飲食等消費(遊興飲食)税	118.4	1.43
道府県税	117.2	1.33	たばこ消費税	106.1	0.47
市町村税	112.8	0.99	電気ガス	115.4	1.19

(資料出所) 税制調査会「昭和40年4月税制調査会関係資料集・基礎問題小委員会、第1分冊」p.410~3.

わが国の地方税制(i)

表6 地方歳入決算額の伸び率指数

六〇(八九四)

区分	31~33年平均を100とする指数										対前年度比率									
	31~33平均	40	34	35	36	37	38	39	40	34	35	36	37	38	39	40				
地方歳入税	507 015	1 549 421	120	147	179	208	239	276	306	120	122	122	117	115	115	111				
地方交付税	28 422	50 062	115	127	160	108	124	154	176	115	111	126	68	114	124	115				
地方交付税小計(一般財源)	197 452	743 187	131	158	203	247	294	337	376	131	120	129	121	119	115	112				
使用料、手数料	732 889	2 342 670	123	149	185	215	250	288	320	123	121	124	116	116	115	111				
国庫支出金	52 417	127 237	117	129	141	157	182	207	243	117	110	109	111	116	113	118				
繰入金	322 249	1 089 816	128	148	180	220	253	288	338	128	115	122	122	115	114	118				
繰入金	10 382	31 562	112	114	202	312	322	297	304	113	102	177	155	103	92	102				
繰入金	52 721	105 664	110	141	204	239	200	197	200	110	128	145	117	84	99	102				
繰入金	80 281	313 917	98	120	143	180	197	262	391	98	122	120	126	110	133	149				
地方債	136 498	467 170	120	152	190	231	264	309	342	106	127	125	121	114	117	111				
その他	1 387 437	4 478 036	120	146	181	215	245	282	323	122	120	124	119	114	115	115				

(資料) 自治省編「昭和40年度地方財政白書」

地方財政の運営はきびしい試験に遭遇することもないであろう。ここでは三〇年代の地方財政規模の推移をみることにより、この問題を検討してみよう。

表6では、地方財政の歳入決算の推移について、実質収支が黒字に転化した三一―三三年平均をベースとする指数および対前年度比率が示されている。これによると、三一―三三年平均を一〇〇とすれば、歳入合計が三二三に伸びているのに対し、地方税は三〇六にすぎず、地方交付税の三七六、国庫支出金の三三八にくらべ地方

税の伸びはかなり小さいといわなければならない。とくに地方税は、対前年度比率でみても、三七年を境としてその伸び率は低下する一方である。このような地方税収入の動きは、三八年からはじまる経済成長率の低下に主として対応するものであることは申すまでもない。

いわば地方税の伸びが低く抑えられているため、地方交付税ならびに国庫支出金の伸びが補完的に引き上げられることにより、歳入合計の伸びが三二三にまで達したとみてよい。地方交付税の税率は

三〇年に国税三税(法人税、所得税、酒税)収入の二二%であったが、その後しだいに引き上げられ、四〇年には二九・五%、四一年には三二%に引き上げられるにいたっている。しかし、このような交付税率(繰入率)の引き上げにもかかわらず、地方税と同様に三七年を境として交付税の対前年度比率も低下をみせている。この動きは、国税三税のうちとくに法人税と所得税の弾力値が高いことから、経済成長の鈍化がはじまると地方交付税の伸びにもたちまち影響し、地方財政運営の圧迫要因として地方交付税もまた働きかねないことを物語っている。もちろん交付税は、財源の不足する地方公共体に傾斜的に配分するものであるから、交付を受けない地方公共体(不交付団体)にとっては影響ないとしても、交付団体のうちでもより貧困な団体にとっては重大な要因として働くにちがいない。

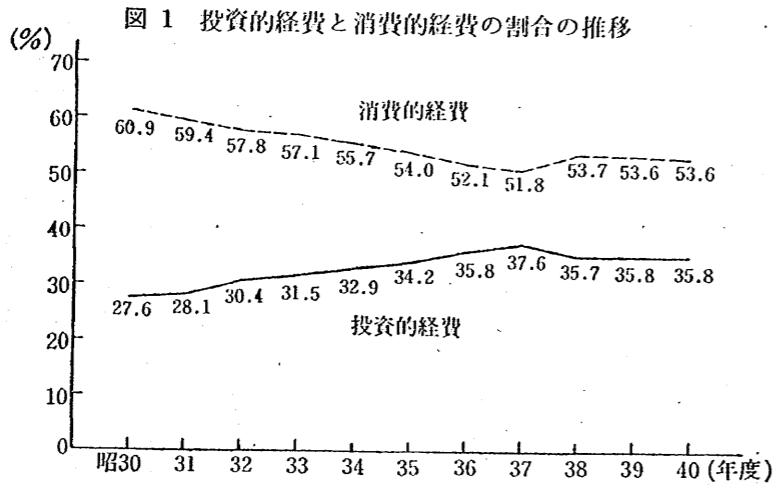
国庫支出金の増大は、三〇年代をつうじて、交付税の伸びにはおよばないがやはり歳入合計の伸びを上回っている。いわば国庫支出金の増大は、それが地方公共体にたいする国のコントロール量の増大を意味するものにせよ、地方公共体がこれにますます依存することによって、はじめて財政運営が可能となったことを示すものである。地方歳出面で、民生、労働、農林水産、土木、教育の各支出が、二分の一ないし四分の一程度の国庫支出金に依存している現状では、これらの支出の増大は国庫支出金の増大につながらざるをえないのである。

しかし、国庫支出金の増大は、かえって地方財政を圧迫する要因として働くとしても、地方財政の運営を助けることにはならない。そ

の原因は、国が国庫支出金を交付するさいに算定の基礎とする、補助対象数量と範囲、補助単価の決め方が合理的でないため生ずる「超過負担」にある。その額は、四一年に三三一億円を解消する措置がとられたが、なお一、〇〇〇億円をかなり上回るものとされている。たとえば、学校建築費では、実際の坪当り単価が九万であっても、補助単価がもっと低い六万円に査定されれば、建築量が増加すればそれだけ地方公共体が蒙る超過負担額はふえるという仕組みである。超過負担額がふえれば、地方財政運営はますます弾力性を失い、地方財政硬直化の度を高めることになるであろう。四〇年において、地方債の伸びが最も高いという事実とあわせて考慮すれば、こんごに予想される経済成長の径路とにらみあわせて、地方財政収支を根本的に再検討すべき段階にたちいたっているとみてよい。

(3) 地域開発下の事務配分と財源配分 現段階にいたる経済成長に対応して地方財政規模が拡大したけれども、自主財源である地方税収入は伸び悩み、代って依存財源である地方交付税、国庫支出金、地方債が補完的に伸びずすんだという事実は、さらに進んで、なにかがそのような地方歳入構造を形成せしめたか、という問いを誘発するであろう。もちろん直接の手がかりは、歳入の裏側にある地方歳出でありその構造の吟味である。

よく知られているように、地方公共体の歳出は、われわれの日常生活と密接に結びついた身近かな公共体活動にあてられているものが多い。このことは、表7にみるように、歳出のほぼ四分の一が教



(資料) 自治省編「昭和40年度地方財政統計年表」より作成。

図2 A 道路舗装率の国道・地方道比較 (昭41年度末)

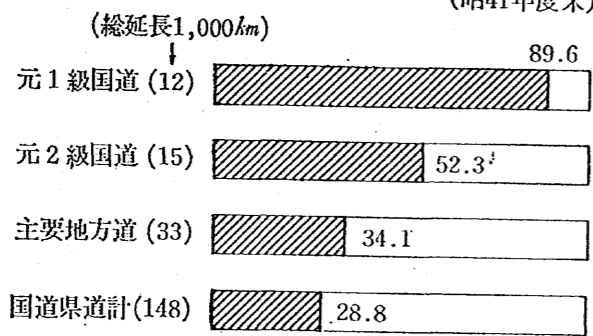
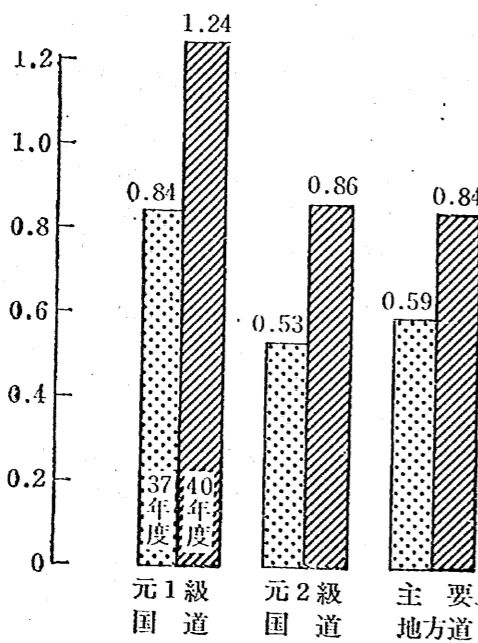


図2 B 道路交通の混雑度比較 (昭37, 40年度)



(資料) 林大造編「昭和42年度図説日本の財政」

人件費、物件費、扶助費、補助費等がふくまれるが、なかでも人件費は歳出全体の三分の一強を占め、そのなかには義務教育などの教職員、警察官、消防職員の給与もふくむから、地方公共体がサービス中心の機能を営むという在来の考え方もゆえなしとはいえない。しかし図1によると、三〇年代の消費的経費が地方財政支出のなかに占める割合が傾向的に減退していくのに対し、投資的経費はむしろ逆に増大する傾向を示している。投資的経費は普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策

事業費など土木建設事業費のいっさいをふくんでいる。道路建設、港湾整備などの個々の事業は、地域経済にそくしてみれば、地域開発のための公共投資としてとらえることができよう。いってみれば、地方公共体の機能がサービス行政中心からしだいに開発行政へと比重が移行するにともない、地方公共体を通じての財政活動はますます拡大し、都市化時代の地方財政という様相を深めていくのである。しかも留意すべきは、図2にみるように、道路の整備状況をとってみても、舗装率は元一級国道は九〇%ちかく達成されているにもかかわらず、主要地方道にいたっては僅か三分の一あまりにしか達成されていないのが現状である。地域経済における地方道の役割を

表7 目的別地方歳出の伸び率指数

区分	31~33年度平均規模		34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
	億円	指数	指数	指数	指数	指数	指数	指数	指数
庁費	1,835	100	124	140	175	217	260	315	360
警察消防費	854	100	115	133	155	185	216	254	286
土木費	1,933	100	140	177	239	302	330	397	424
教育費	3,859	100	118	140	169	205	234	266	300
社会及び労働施設費	1,419	100	125	135	169	204	232	234	312
保健衛生費	373	100	110	127	172	246	310	360	428
産業経済費	1,457	100	128	158	194	236	279	286	329
その他	2,010	100	111	135	158	168	186	172	198
歳出合計	13,745	100	122	145	180	218	250	278	318

(資料出所) 自治省編「昭和40年度地方財政白書」

育費であり、これについて土木費、庁費、産業経済費、社会・労働施設費が大きな比重を占めていることから明らかである。しかしこれら経費のうちでも、土木費と産業経済費の伸びがきわめていちじるしいことに注目しなければならぬ。戦後もっとも伸びた費目といわれた社会・労働施設費(社会保障関係費)も、三〇年代の伸張指数ではむしろ歳出合計のそれを下回っているからである。

土木費の内訳をみると、道路関係費が半ば近くを占め、都市計画事業、河川事業、住宅事業などがこれについている。また産業経済費では、農林水産施設の建設や農業補助金などがほぼ三分の二を占めている。しかも、すでに述べたように、これら事業の三分の一ないし二分の一は国庫支出金に依存し、いわば事務配分の関係からみて、国が企画事務を、地方は実施事務を担当しているとみなしてよい。このようにみると、三〇年代をつうずる地方歳出規模の拡大のなかで、歳出構造をそれ自体もしだいに変質し、国の財政が社会資本の不足解消のために重点的支出を行なってきたことに対応して、地方財政もそれぞれの地域において同じ努力を重ねてきたとみることができよう。

ここでの主題が地方税の検討にあるかぎりには、三〇年代をつうじて地方財政が社会資本の充実に傾斜し、また先進地域であると後進地域であるとを問わず、地域開発に向けて地方財政の機能が集中的に発現されてきた過程を詳述するゆとりはない。けれども地方税の本来の役割が、拡大しつつある地方財政需要を満たすところにある以上、財政需要そのものの構造変化をみきわめることなくしては、地方税の規模および構造とその機能に対する評価も下しえないことも事実である。

この点で注目すべきは投資的経費の増大である。地方財政支出を消費的経費、投資的経費、金融的経費の三つに分けると、地方団体が実施事務つまりサービス行政を受けもつたため、地方財政支出のうち半ばは消費的経費が占めているのが現状である。消費的経費には

考慮すると、先進地域においても後進地域においても、地方道整備に対する潜在的需要度がかなり高いことは強調するまでもない事実である。先進地域における後行投資としての地方道整備、また後進地域における先行投資のそれを考えあわせると、三〇年代の地方財政の役割のみならず、こんごの役割、そしてまた歳入構造、ひいては地方税構造についてもここで再検討すべき段階にあるといつても過言ではあるまい。

3 府県間の地方税負担とその格差

(1) 高度成長と地方税負担の格差 前節では地方税全体のタイム・シリーズについて変動過程を調べたが、ここでは府県別にみたクロス・セクションでの変動過程を概観しておく。

地方税負担をクロス・セクションでみるためには、はじめに述べた地方公共体の特質である多様性に留意する必要がある。二八年に施行された「町村合併促進法」以降、市町村数は減退を重ねたが、四一年三月現在でも三、三七二をかぞえ、これに都道府県四六、東京都特別区二三を加えると総数三、四四一の多数におよぶ。これら地方公共体のすべてを比較し、地方税負担の経緯を調べることは至難の業というはかあるまい。そこで、ここでは府県単位について地方税負担の地域間格差に着目することにする。

府県別に地方税負担の変化をみるために、表8では道府県税と市町村税、およびその合計としての地方税負担を上位と下位の府県別に掲げた。ここでは一人当たり税負担が三一年と三九年について示さ

表8 府県別一人当たり地方税負担の格差
(税額は円単位、指数は全国平均を100として算定)

	昭和31年						昭和39年					
	道府県税		市町村税		地方税		道府県税		市町村税		地方税	
	税額	指数	税額	指数	税額	指数	税額	指数	税額	指数	税額	指数
東京	4,224	209	4,768	165	8,992	183	20,968	269	7,112	111	28,080	197
大阪	4,229	209	4,602	160	8,831	180	21,761	164	10,832	169	23,593	166
神奈川	3,305	163	3,862	134	7,167	146	12,384	159	10,593	165	22,977	162
福岡	2,167	107	2,991	103	6,968	142	6,188	79	6,700	104	21,888	91
愛知	3,298	163	3,485	121	6,783	138	11,113	142	8,901	139	20,014	141
兵庫	2,575	127	3,495	121	6,070	123	8,314	107	8,625	134	16,939	119
山梨	1,013	50	1,878	65	2,891	59	3,563	46	4,061	63	7,624	54
青森	966	47	1,831	63	2,797	57	2,821	36	3,864	60	6,685	47
高知	1,042	51	1,778	62	2,820	57	3,332	43	4,155	65	7,487	53
岩手	860	42	1,891	66	2,751	56	3,107	40	4,016	63	7,123	50
茨城	944	46	1,779	62	2,723	55	4,011	51	4,201	65	8,212	58
鹿児島	629	31	1,426	49	2,055	41	2,178	28	3,060	48	5,238	37

(資料) 自治省編「地方税制の現状とその運営の実態」昭和33年自治省税務局府県税課資料より作成。

れているが、比較時点として二時点に限定したのは、分析を単純化する意図からであって他意はない。各グループ内部のみならず、グループ相互間でも府県のそれぞれの順位は、三一年から三九年まで変動をつけているのであるが、問題はどのような順位の変動、または地方税負担の格差の変動を決定する要因をなにに求めるかにかかっている。

さしあたって地方税総額の格差を決定づける要因としては、人口密度の変動、とくに人口移動をとりあげねばならない。周知のとおり、三〇年代をつうずる人口移動は、都市への人口集中化過程としてあらわれ、経済の高度成長にもなつてそのテンポは予想を上回るものであった。集中化過程の特色は、郡部から市部へ、小都市から中堅都市へ、表日本ないし遠い地域から三大都市圏(東京、大阪、名古屋)へ、そして全国から東京圏へと進行したところにあると指摘されているように、地域経済の成長ポテンシャルの差異に対応して急速におこなわれたことは明らかである。またこの特色は、各府県の地方税総額の格差に反映していることはいうまでもない。

しかし地域社会における税負担の格差については、一人当たり税負担の格差がより重要な問題となる。これは地方税負担の地域格差として通常とりあげられる課題である。表8によれば、三一年の地方税負担の最大値は東京の八、九九二円であるが、最小値は鹿児島の一、〇五五円であり、全国平均指数を一〇〇とすれば、東京の一八三に対し鹿児島は四一である。したがって最大値と最小値とのあいだの極差をとると、それぞれ六、九三七円と一四二二円になる。同様

わが国の地方税制(1)

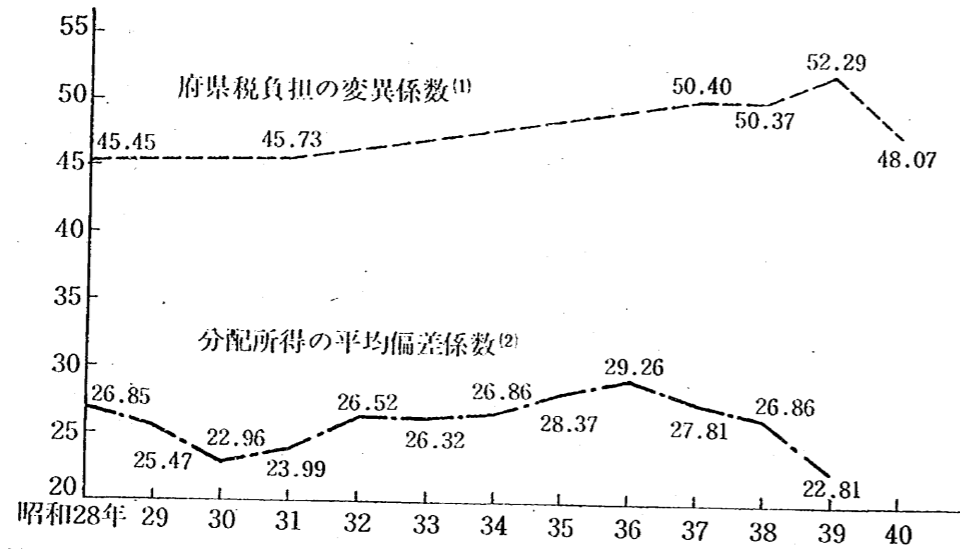
に三九年では、東京の二八、〇八〇円にたいし鹿児島は五、二三八円であり、指数では東京の一九七にたいし鹿児島は三七であるから、極差はそれぞれ二二、八四二円と二六〇ということになる。つまり三一年から三九年にかけて、一人当たり地方税負担の最大値と最小値は東京と鹿児島がとり、順位不変であるが、極差は絶対額でも指数でもこの八年間にかなりの拡大を示したといえよう。

このような府県間の地方税負担格差の拡大は府県間の経済力の格差に対応して生れたことは明白であるが、とりわけ経済力格差のうち、いかなる要因が地方税負担の地域格差をもたらしたかが問題となろう。地方税収入の決定要因としては、各地域の所得水準が第一次的要因となることは明らかである。図3は一人当たりの地方税負担を縦軸に一人当たり分配所得を横軸にとった相関図であるが、三一年、三九年ともに地方税負担は一人当たり分配所得の増加にほぼ比例して増加していることがよみとれよう。

(2) 道府県税の負担格差——その推移 地域格差を示す指標として、最高と最低のあいだの極差をとることもできるが、より一般的には平均偏差、標準偏差、変異係数等をとるほうが望ましい。標本数がふえれば、格差の変動は平均値からの偏差なり分散としてとられるほうがより厳密となるからである。図4では、府県税負担の変異係数の変動が算定してあるが、比較の便宜を考慮し伊藤善市氏による分配所得の平均偏差係数の変動も加えた。

一人当たり府県税負担の変異係数の推移をみると、統計資料の制約から各年の変動をつきとめることはできないが、三〇年代をつうじ

図4 府県税負担の変異係数と分配所得の平均偏差係数の推移



(資料) 自治省編「地方税制の現状とその運営の実態」各年度自治省税務局府県税課資料

伊藤善市「地域格差と財政金融」経済学全集26「地域開発の経済」別冊、筑摩書房刊

1. 変異係数 d' はつぎの算式による

t_0 = 全国一人当り府県税負担

(=100), t_i = i 県の一人当り府県税負担, n = 府県数 (=46)

$$d' = \frac{\sqrt{\sum (t_i - t_0)^2}}{t_0}$$

(注) 2. 平均偏差係数 d はつぎの算式による

y_0 = 全国一人当り分配所得 (=100)

y_i = i 県の一人当り分配所得,

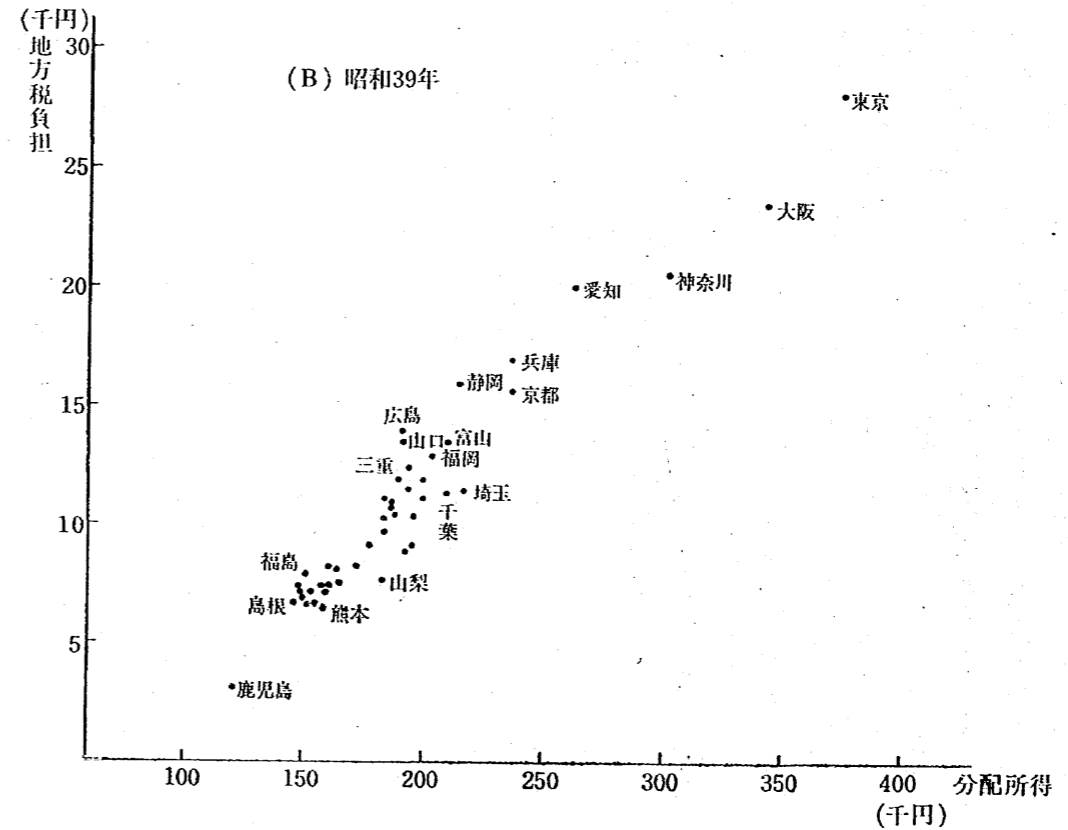
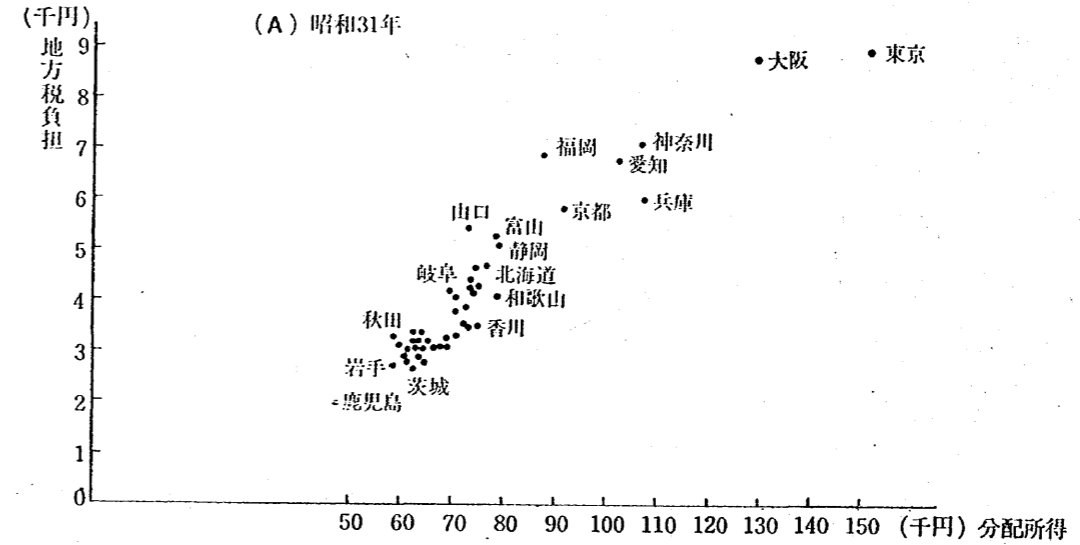
N = 全国人口, N_i = i 県の人口

$$d = \frac{\sum |y_i - y_0| \frac{N_i}{N}}{\sum \frac{N_i}{N}}$$

て係数値が趨勢的に増大し、地域間の府県税負担の格差が拡大傾向にありながら比較的安定的であったことがわかる。ただし、四〇年には係数値が急激に低下していることにも留意せねばならない。税負担格差の変動をみるに、長期と短期の変動にわけて検討する必要があるからである。とりわけ三〇年代には、人口と経済力の集中化が太平洋沿岸ベルト地帯を中心に急速に進行し、これが同地帯の工業化と都市化となつてあらわれ、他地帯とのあいだの地域間の所得格差を生みだしたことは周知の事実である。また税負担格差が、主としてこの地域間の所得格差により決定されることはいうまでもない。

地域間の所得格差は、第一に産業種類別にみて、第二、三次産業が先進地域に、第一次産業が後進地域に集中するといった業種別格差にもとづく生産性格差から生じたこととみることができ、第二に、企業規模別にみると、巨大企業、銀行、商社等が大都市に集中し、中小企業、零細企業が小都市または農村に停滞するといった事態が地域の生産性に反映し、これが地域別の利潤、賃金、消費等の格差を生みだし、地域間の

図3 県別一人当り地方税負担と一人当り分配所得の相関



(資料) 経済企画庁「県民所得統計」昭和40年。
 経済企画庁「国民所得白書」昭和41年。
 自治省「地方税制の現状とその運営の実態」昭和33年、昭和39年。
 大蔵省「地方税制参考資料集」昭和42年。

所得格差にまでいたるとみることができ。しかし所得格差の変動は、まず三〇年代を長期的にみると、必ずしも拡大傾向をたどったとはいえないことは、図4の分配所得の平均偏差係数の変動からも推測することができよう。むしろ短期的にみて、所得格差が好況期に拡大し、不況期に縮小するといった循環運動を示していることに注目せねばならない。

府県税負担の格差の短期的変動は、図4によっては明瞭に認めることはできない。しかし、四〇年度の税負担格差の縮小は、第一に府県税の主要税目である法人事業税、道府県民税法人分・個人分、自動車税、料理飲食等消費(遊興飲食)税等が、表5ですでにみたごとく、いずれも所得弾性値が1を超えるという事実から、不況にさいしてこれら弾力的租税に大きく依存する公共体の税収の伸びが急減することにもとづくことは明らかである。富裕団体においては、好況期における府県税収の急激な伸びにうろたえ、不況期には逆に府県税収の急激な減退に悩むことになる。しかし貧困団体では、府県税収は慢性的な欠乏に悩むかわりに、不況期にさいし急激な税収の減退を蒙むという苦難は免がれうるわけである。もちろん各府県を個別的に検討すれば、各税目の特殊事情に影響されるところも少なくない。たとえば法人事業税は府県税の主柱であるが、貧困県では大企業の事業所があれば従業員数に応じて一定額の分割課税標準がえられ、かなり多額の税収が確保できるはずである。しかし、当該大企業がひとたび不振に陥ると、事業税収入も減退し、他府県との税収の格差が拡大することになる。このような難点は、多

数の大企業をふくむ三大都市圏では生じえないであろう。だが、不況にさいして税収減の大きな影響を蒙る府県は、これらの大都市圏であるといつてよい。

税負担格差が縮小するさいに、第二に注目すべきはタイム・ラグである。タイム・ラグが大きければ、前年度の不況の影響は今年度の税収減になってあらわれてくる。たとえば府県民税では、給与および個人事業所得のばあい、前年度の所得にたいし今年度の税法を適用して算定した税額を会計年度内に徴収することとされている。また個人事業税も、前年度の事業所得と不動産所得にたいし今年度内に二回徴収される。したがって、これらの税収に大きく依存する府県は、それだけ前年度の不況の影響を今年度において税収減という形で蒙ることとなる。タイム・ラグについては、延納の利用度その他細かい問題も附随して生じてくる。いずれにしても格差変動を細部にわたって検討するためには、各府県の税制の仕組みと運用状況まで立ち入らねばならぬ。

ここでは各府県の府県税制を個々に検討する余裕はない。しかしこれまで述べた諸点を再確認するために、表9では各府県を財政力にしたがってグループピングし、三六年の府県税収入の構成比を基準として四〇年の構成比がどのように変化しているかを示した。三五、三六年の好況期に比べると四〇、四一年の不況期には、富裕団体と貧困団体とのあいだの税負担格差が各種税目の変動によってどのように変化するかが窺えよう。

(3) 独立税強化と地域格差 前節では府県税の地域別負担格差を

表9 道府県税収入の偏在化に関する指数表(グループ別) (昭和36年度の構成比に対する昭和40年度の構成比の割合)

グループ	区分	人口(住民登録)	基準財政需要額	税収入合計	昭和40年度の構成比に対する昭和36年度の構成比の割合									
					法人住民税	法人事業税	不動産取得税	個人住民税	自動車税	料理飲食等消費(遊興)税	個人事業税	たばこ消費税	油	引取税
不交	付	109	111	94	97	96	103	93	95	97	110	93	88	
A	ア	102	98	103	102	104	101	103	103	97	99	101	99	
B	イ	96	96	107	103	103	92	110	110	107	96	106	109	
C	ロ	94	97	111	112	112	105	114	103	104	86	108	115	
D	ハ	93	95	111	109	110	86	113	97	105	85	106	111	

(資料) 大蔵省主税局「地方税制参考資料集」昭和42年
 (注) 1. グループ別は昭和38~40年度の各年度の基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合の平均値の高いものから順次10~11県を1グループとしたものである。(全国平均は61%, 交付団体平均は43%)
 不交付団体~神奈川・大阪・東京・愛知の4都府県(需要額に対する収入額の割合は132~108%, 平均は119%)
 A グループ~静岡・兵庫・京都・広島・埼玉・福岡・千葉・山口・三重・岐阜の10府県(上記割合は88%~49%, 平均は67%)
 B グループ~群馬・石川・滋賀・栃木・和歌山・岡山・長野・富山・茨城・北海道・宮城の11道県(割合は47~39%, 平均は41%)
 C グループ~香川・新潟・福井・奈良・愛媛・福島・長崎・熊本・大分・山梨・宮崎の11県(割合は36~26%, 平均は31%)
 D グループ~高知・青森・山形・岩手・佐賀・鳥根・徳島・鳥取・秋田・鹿児島島の10県(割合は26%~21%, 平均は24%)
 この表は昭和36年度のグループごとの構成比を100とした場合の昭和40年度のグループごとの構成比の指数を表わす。

とりあげ、長期的にみて三〇年代は拡大傾向をたどりながら、限界格差はさほど大きくないことがわかった。しかしここでは格差変動ではなく、格差水準がむしろ問題となる。

府県税の負担格差は市町村税にくらべるとかなり格差水準が高いことは、表8における東京と鹿児島とのあいだの両税の極差を比較しただけでもよみとれるであろう。また同じく表8で、府県税と市

町村税との合計である地方税の負担格差を東京と鹿児島との極差と比較すると、その極差値が府県税と市町村税の極差値のほぼ平均にあたることが窺えよう。いずれにしても地方税負担の格差水準がかなり高いことは疑いない事実である。また同一府県内の市町村のあいだでも、県内の主要都市と後進地域の市町村とのあいだでは、同じような格差が生じているのが一般である。

このような事態に対応して、現状では地方交付税交付金、地方譲与税、国庫支出金というルートで国から地方へ国税収入の再配分がおこなわれ、また地方債というルートで国の資金運用部、簡易保険資金が地方へ再配分されることはよく知られているとおりである。これにより地方行政水準のナショナル・ミニマムの維持、そして各地方公共体の行政の画一化がおこなわれ、かくて地方税負担の高い格差水準が生みだすべく予想される困難を回避できたとみてよい。けれども現実には、それぞれのルートをつうずる国から地方への資金再配分は、それなりの固有の難点を露呈してきていることはしばしば指摘されているごとくである。とりわけ地方財政の「三割自治」の現状を打破し、「完全自治」の実現を要望する立場からは、きびしい批判にさらされていることも周知のとおりである。

「完全自治」の立場からは、地方歳入中に占める地方税の割合を、現状の三割余りから可能なかぎり十割に近づけることが主張されよう。あるいは独立税としての地方税を強化するため、具体的には、国庫支出金を整理し同じ金額だけ国税を減税し地方税を増額するという方法から、一層ドラスティックには国庫支出金のみならず交付税、譲与税も廃止し、国税で徴収している税源をすべて地方税に移譲するという方法にいたるまで、種々の「地方独立税強化策」が考えられる。また個々の「強化策」をとりあげるにしても、その前提として国と地方とのあいだの行政権限ないし事務配分の問題、費用負担の問題、および地方歳出面全般の問題等が決定されるべきことはもちろんであるから、「強化策」それ自体も無限のヴァリエーション

をとることが予想できる。

ここでは考えられるヴァリエーションのうち、示唆に富む帰結を示した大蔵省主税局算定の仮設例をとりあげよう。その一つは、国庫支出金と地方交付税の整理により生じた財源の地方税への振替えである。仮定計算の方法として、地方税収を地方歳入中の五〇％に高めるべく国税三税（所得税、法人税、たばこ専売益金）を減税し、これと同額を地方税に振替えることとしている。ちなみに、この仮定は三九年度税制調査会（長期）答申にあらわれた意見の一つにもとづいている。表10（1）にみるとおり、かりに三八年度決算において国税三税で二、八〇〇億円を減税し、これを住民税所得割・法人税割、たばこ消費税の各地方税に振替え、各道府県および市町村に對し表10の（注）に示された基準にしたがい配分するという手続きをとっている。その結果は、表10（2）のごとく、道府県においても市町村においても交付団体ではむしろ財源が減少し、かえって不交付団体の財源が増加するという帰結に終わる。すなわち、たんなる国庫支出金整理という方向では、地域間の財政力の不均衡はますます悪化すると結論されることにならざるをえない。

第二の仮定計算は、いわば国税と地方税の入れ替えを想定したばかりである。三八年度の国税は二兆七、三二七億円であるが、これを地方税として徴収すると仮定すれば、各都道府県および市町村では、たとえば、所得税は市町村民税所得割、法人税は市町村民税法人税割、酒税は酒の消費金額を基準として各地方公共体に配分できよう。このように調整すれば、一例として、工場で発生する法人利

(1) 国と地方間の財源異動

表 10 国庫支出金 (2,800 億円) と地方税の振替に伴う財源異動調べ

国		地方	
歳入	歳出	歳入	歳出
所得人割税 △ 1,400	地方交付税 △ 549	所得人割税 1,400	
法人税 △ 500	国庫支出金 △ 2,251	法人税 500	
たばこ消費税 △ 900		たばこ消費税 900	
計 △ 2,800	計 △ 2,800	計 2,800	計 2,800

(2) 地方団体間の財源異動

区分	道府県		市町村		計
	交付団体	不交付団体	交付団体	不交付団体	
所得人割税	831	569	290	290	1,400
法人税	252	248	—	—	500
たばこ消費税	900	316	584	316	900
計	1,983	1,133	874	526	2,800
国庫支出金	1,869	382	1,337	297	2,251
地方交付税	549	—	55	—	604
計	2,418	382	1,392	297	2,800
差引	751	751	518	229	0

(資料) 大蔵省「財政金融統計月報」166号。この表は、次の基準による計算したものである。道府県は、昭和39年度地方交付税算定上の道府県民税所得割に基いて、昭和38年度の道府県民税所得割に基いて、昭和39年度の道府県民税所得割に基いて、昭和39年度の地方交付税算定上の基準財政需要額のカムアウトによる。市町村民税は、昭和39年度地方交付税算定上の基準財政収入額(所得割)は、基準財政収入額の所得割と個人均等割のカムアウトによる。国庫支出金は、昭和39年度の道府県と市町村への配分は、昭和39年度財政計画のカムアウトによる。道府県は、昭和38年度の道府県別決算実績のカムアウトによる。市町村民税は、昭和39年度の地方交付税算定上の基準財政需要額のカムアウトによる。地方交付税は、現行の普通交付税額5,970億円から減収額549億円を差引いた額とし、その配分は現行の基準財政需要額に3を加え、基準財政収入額に1, 2を加えた額によって行なう。

わが国の地方税制 (二)

表 11 のつづき

道府県名	(参考) 昭和37年 度県民分 配所得	地方税 A	調整国税 B	Bのうち地方へ支出した金額			差 引 (B-C)	C B	%
				交付税及 び譲与税	国 庫 支 出 金	小 計 C			
高知	1,066	58	131	122	131	253	△	122	193
青森	1,686	88	193	168	138	306	△	113	159
山形	1,643	94	175	153	110	263	△	88	150
岩手	1,671	90	194	187	136	323	△	129	166
D グループ									
島根	994	57	112	123	103	226	△	114	202
佐賀	1,081	55	112	105	117	222	△	110	198
徳島	1,027	56	115	108	98	206	△	91	179
鳥取	701	44	86	85	71	156	△	70	181
秋田	1,531	87	176	169	134	303	△	127	172
鹿児島	1,814	90	201	238	201	439	△	238	218
(小計)	13,214	719	1,495	1,457	1,239	2,696	△	1,201	180
全国計	166,088	12,128	27,317	6,163	8,157	14,320	△	12,997	52

(資料) 大蔵省「財政金融統計月報」116号。

この統計のねらい：地方税及び国税を徴収面から、府県別に調査し、さらに国税が、国庫を通じて地方に支出される金額を支出面から府県別に調査して、府県の財政力と財源調整との関係を示したものである。

(注) 1. 調整国税は38年度の国税収入額を次の方法によって調整したものである。

税目	調整基準
所得税	市町村民税所得割 (基準財政収入)
法人税	市町村民税法人税割
酒税	酒の消費金額
砂糖消費税	県民個人消費支出
揮発油税	揮発油販売量
地方道路税	
物品税	県民個人消費支出
印紙収入	収入印紙の推計売捌額
関税	「消費財」は県民個人消費支出 「生産財」は市町村民税法人税割 「炭化水素油」は石油販売量
その他(入場税等)	徴収地
専売納付金	市町村たばこ消費税

2. 地方税・地方交付税、地方譲与税及び国庫支出金は府県分及び市町村分の合計額である。なお、国庫支出金には国有提供施設等所在市町村助成交付金が含まれている。
3. 道府県のグループ別は、財政力指数の高いものから順次10~11県を1グループとしたものである。

表 11 都道府県別県民所得、国税地方税負担額および国税の地方還元額

(単位 億円)

道府県名	(参考) 昭和37年 度県民分 配所得	地方税 A	調整国税 B	Bのうち地方へ支出した金額			差 引 (B-C)	C B	%
				交付税及 び譲与税	国 庫 支 出 金	小 計 C			
不交付									
神奈川	9,007	782	1,644	18	217	235	1,409	14	
大阪	15,421	1,308	31,141	26	366	392	2,749	12	
東京	31,001	2,528	6,691	17	668	685	6,006	10	
愛知	9,317	807	1,801	37	284	321	1,480	18	
(小計)	64,746	5,425	13,277	98	1,535	1,633	11,644	12	
A グループ									
静岡	4,825	396	773	74	201	275	498	36	
兵庫	7,778	614	1,305	133	302	435	870	33	
京都	3,814	289	653	91	142	233	420	36	
広島	3,285	273	607	127	189	315	292	52	
埼玉	4,062	260	603	115	136	251	351	42	
福岡	6,805	451	973	222	400	622	351	64	
千葉	3,678	273	501	140	141	281	220	56	
山口	2,252	188	374	110	152	262	112	70	
三重	2,303	168	324	158	166	274	50	85	
岐阜	2,294	162	340	127	131	258	82	76	
(小計)	41,096	3,043	6,453	1,246	1,960	3,206	3,247	50	
B グループ									
滋賀	1,241	91	171	71	74	145	26	85	
群馬	2,191	143	313	121	104	225	88	72	
栃木	2,170	131	291	115	98	213	78	73	
石川	1,517	102	205	83	109	192	13	94	
和歌山	1,437	105	218	103	124	227	△	9	104
茨城	2,270	150	323	169	126	295	28	91	
富山	1,719	124	211	93	96	189	22	90	
岡山	2,467	155	307	142	158	300	7	98	
長野	2,784	187	373	186	224	410	△	37	110
北海道	7,281	504	1,094	538	628	1,166	△	72	107
宮城	2,372	142	302	155	143	298	4	99	
(小計)	27,849	1,834	3,808	1,776	1,884	3,660	148	96	
C グループ									
新潟	3,494	231	427	229	248	477	△	50	112
香川	1,328	72	167	90	80	170	△	3	102
福井	1,080	71	141	86	124	210	△	69	149
愛媛	1,984	109	233	146	131	277	△	44	119
奈良	1,170	65	132	85	72	157	△	25	119
島根	2,418	141	283	218	183	401	△	118	142
福崎	1,963	107	242	168	183	351	△	109	145
熊本	2,016	105	230	191	179	370	△	140	161
大分	1,439	82	170	142	132	274	△	104	161
山梨	1,117	53	118	94	82	176	△	58	149
宮崎	1,174	71	141	137	125	262	△	121	186
(小計)	19,183	1,107	2,284	1,586	1,539	3,125	△	841	137

潤はその地域の公共体の税金に反映し、現実の法人税のごとく本社所在地の税収が過大に計上されるということは免れよう。酒税にしても、本社の所在地ではなく、各地域の最終的な酒購入者の負担を反映するように調整されている。そこで、これらを調整国税および各都道府県・市町村に帰属せしめる。表11では、この調整国税からここで廃止を仮定している交付税、譲与税、国庫支出金を差し引いた金額が、(B-C)としてあらわれ、これは国税をすべて地方に移したばあいの各都道府県の独立財源となるものである。その結果は、表であきらかなごとく、現在の財政力水準を維持できない道府県が二四団体にも達し、これらはいずれも財政力水準がもとと高い団体であるということに気づくであろう。しかも財政力水準の高い団体は、東京、大阪をはじめとして、かえってより多くの新規財源をうるという結果に終わることに注目せねばならない。すなわち、地方独立税の充実のため各地域の国税をすべて地方税にふりかえても、地域間の所得格差水準が現状のままでは、地方財源対策はいまだ成功への道を約束されていないとみなければならぬのである。

(以下次号にて完結)

研究ノート

トマス・ホジスキンの資本観

——トマス・ホジスキンの経済学研究(二)——

神代光朗

はしがき

- 一、資本の不生産性について
 - (1) 流動資本と固定資本
 - (2) 流動資本の不生産性
 - (3) 固定資本の不生産性
- 二、資本の不生産性の論証より生ずる諸結論
 - (1) 資本家の側における労働者のための生活手段の貯えと
いう概念(いわゆる貸銀基金説)の批判
 - (2) 利潤の不当性
(以下つづく)

はしがき

本稿においては、トマス・ホジスキンの資本観を論ずることにする。既に拙稿『トマス・ホジスキンの生産力論』(『三田学会雑誌』第61巻第5号)において述べたように、ホジスキンは、労働の生産物の巨額な部分を資本家が利潤の名のもとに取得し、その結果労働者が貧困な状態にある事実を認識して、利潤の正当性を否定し労働こ

トマス・ホジスキンの資本観

そがすべてを受け取らねばならないということ(全労働収益権)を労働者階級を擁護するために論証しようとした。そのために彼は、資本家が労働者を搾取すること及び労働者の貧困を正当化する資本弁護論と理論的に対決することをせまられた。そしてこのような資本弁護論の実体をなしていたものは、資本蓄積を国富の増進の原因とし、資本の生産力とそれに対する当然の報酬としての利潤を主張する学説、マルサス流の人口論、収獲遞減の法則、貸銀基金説などであった。本稿ではホジスキンのこのような諸学説を批判することによって資本をどのように把握したか、特に生産関係としての資本の本質にどの程度まで接近することが出来たかを検討することにする。

一、資本の不生産性について

労働者は道具も原料も生活諸手段も持っていないのだから、彼らが生産をし生活することが出来るのは資本家がこれらの固定資本や流動資本を労働者に前貸して、労働者の生活及び生産を助けるから